

令和 6 年第 3 回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和 6 年 3 月 1 9 日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第3回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和6年3月19日（火） 午後1時30分 開会
午後1時50分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	矢席	教 育 長	鈴 木 和 仁
出席	矢席	委 員	神 田 直 弥
出席	矢席	委 員	阿 部 浩
出席	矢席	委 員	鶴 田 淑 子
出席	矢席	委 員	工 藤 亜紀子

4 説明者

出席	矢席	教 育 次 長	池 田 里 枝
出席	矢席	教 育 次 長	佐 藤 元
出席	矢席	企 画 管 理 課 長	高 橋 浩 平
出席	矢席	スクール・コミュニティ 推進主幹	真 寫 齊
出席	矢席	学 校 教 育 課 長	小 松 泰 弘
出席	矢席	指 導 主 幹	菅 原 智 法
出席	矢席	社 会 教 育 課 長	前 田 聡 子
出席	矢席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 聡

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 その他

◎ 開議

(鈴木教育長) ただいまより、令和6年第3回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。
全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(鈴木教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(鈴木教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と鶴田委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の承認

(鈴木教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。3月9日臨時会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

◎議事	報第 1号	教育長が臨時に代理した事項の報告について
	報第 2号	教育長が臨時に代理した事項の報告について
	議第 8号	酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について
	議第 9号	酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について
	議第 10号	酒田市スポーツ推進委員の委嘱について

(鈴木教育長) 次に日程第4 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第10号については人事案件となりますので、酒田市教育委員会会議規則 第14条に基づき、非公開としたいと思います。議第10号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(鈴木教育長) 出席者全員の挙手がございましたので、議第10号は非公開とし、最後に審議したいと思います。

それでは、初めに報第1号 教育長が臨時に代理した事項の報告について 及び 報第2号 教育長が臨時に代理した事項の報告について を議題といたします。これについて、一括して説明願います。

(企画管理課長) 報第1号 教育長が臨時に代理した事項の報告について ご説明いたします。

令和5年度酒田市一般会計補正予算(第12号)について、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育委員会を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理をしたので、同第2項の規定により教育委員会へ報告し承認を求めるものです。

専第1号をご覧ください。酒田市一般会計補正予算(第12号)につきましても、酒田市長より意見を求められ、これに同意いたしました。

続いて、教育委員会資料1(報第1号関係)をご覧ください。

令和5年度酒田市一般会計補正予算(第12号)の市全体の補正総額は2億2,800万5千円ですが、そのすべてが教育費でございまして、小学校費の学校管理費、学校建設費、中学校費の学校建設費をそれぞれ増額するものです。同時に、令和6年度に事業を執行するために、「繰越明許費」の設定をしており、記載の3事業が令和5年度の繰越事業として令和6年度に執行されます。3事業費の合計が、補正総額の2億2,800万5千円となるものでございます。

右側の財源内訳をご覧ください。国庫支出金と地方債に数字があり、一般財源の欄が0円となっております。貴重な市税を温存し、国の経済対策を活用することで、有利な地方債を発行することが可能となったものです。

教育委員会資料2(報第1号関係)をご覧ください

このたびの補正の主な要因は、国の経済対策に伴う一次補正を活用するもので、令和6年度当初予算に計上していた、①から③の3事業のうち補助事業の交付決定にかかる部分を令和5年度に前倒して実施するものでございます。

- ① 施設整備事業(小学校)は、琢成小と若浜小で予定するモルタル落下防止工事に係る経費でございます。
- ② 学校空調設備整備事業(小学校)は、琢成小、若浜小、富士見小のエアコン設置工事に係る経費でございます。
- ③ 学校空調設備整備事業(中学校)は、第一中のエアコン設置工事に係る経費でございます。

歳入は、交付決定を受けた国の補助金と国の補正を活用することで発行することができる有利な地方債等を計上しております。

繰越明許費補正は、ただいまの3事業を令和5年度の繰越事業として、令和6年度に実施するための手続きでございます。

続きまして、報第2号教育長が臨時に代理した事項の報告について、ご説明いたします。令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）について、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育委員会を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時に代理をしたので、同第2項の規定により教育委員会へ報告し承認を求めるものです。

専第2号をご覧ください。令和6年度酒田市一般会計補正予算（第1号）につきましては、酒田市長より意見を求められ、これに同意いたしました。

続いて、教育委員会資料1（報第2号関係）をご覧ください。

令和6年度一般会計補正予算（第1号）の市全体の補正総額は1億6,212万1千円ですが、教育費は2億2,808万5千円の減額でございます。報第1号で令和5年度に前倒しと報告した事業費を減額してございます。

教育委員会資料2（報第2号関係）をご覧ください

このたびの補正の主な要因は、国の経済対策に伴う令和5年度の一次補正を活用するため、令和6年度当初予算に計上した①から③の3事業のうち、令和5年度の補助事業の交付決定にかかる部分を令和5年度に前倒して実施するため、減額するものでございます。

以上、教育長が臨時に代理した事項について、ご報告いたします。

（鈴木教育長）ただ今の報第1号、報第2号について、どちらの案件でも構いませんので、ご質問等ございましたらお願いします。

（鈴木教育長）ないようですので、順次お諮りいたします。報第1号 教育長が臨時に代理した事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（鈴木教育長）ご異議なしと認めます。よって報第1号は提案のとおり承認されました。次に、報第2号 教育長が臨時に代理した事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（鈴木教育長）ご異議なしと認めます。よって報第2号は提案のとおり承認されました。次に、議第8号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正に

ついて を議題といたします。これについて提案願います

(企画管理課長) 議第 8 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について ご説明いたします。

この度の改正の主な要因は、行政組織の名称変更、職員の定年引上げに伴う職名の追加、教育委員会所管施設の廃止に伴うもので、所要の改正を行うものです

最初に、第 4 条、第 7 条及び第 8 条並びに第 13 条に職員の定年引上げに伴う新たな職名である、副主幹に関する規定を置くものです。

次に、第 6 条の表中、「スクール・コミュニティ推進室」を市の行政組織の変更に伴い、「学区改編・義務教育学校整備室」に改め、分掌事務から「スクール・コミュニティの推進に関すること」を削除し「義務教育学校の整備に関すること」を追加するものです。最後に、第 15 条に規定する教育委員会が所管する施設から、教育機関等の廃止に伴い、該当施設を削除するため、

- ・酒田市眺海の森天体観測館
- ・酒田市眺海の森テニスコート
- ・酒田市体育館
- ・酒田市眺海の森ちびっこゲレンデ
- ・酒田市平田スキー場

を別表第 2 から削除するものです。

その他、現状に鑑み、第 6 条の分掌事務に「教育研修センターに関すること」、第 7 条の職位に「主任技能専門員」を加えるものです。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) 新旧対照表をご覧になって、ご質問等ございましたらお願いします。

(鈴木教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第 8 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって議第 8 号は提案のとおり決しました。次に議第 9 号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(指導主幹) 議第 9 号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について ご説明いたします。酒田市立小・中学校管理規則、平成 17 年教育委員会規則第 14 号の一部を、次

のように改正するものです。次ページの新旧対照表を合わせてご参照ください。

第14条の2、第2項中に（2）専門員を加えます。第14条の2、第3項中に（2）事務専門員は事務について校長を助け、庶務及び会計事務を処理すると加えます。この提案は、市立小・中学校における定年引上げに関わる60歳以上の事務職員の職、及び職務を定めるものです。以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

（鈴木教育長）ただ今の提案に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（鈴木教育長）ないようですので、お諮りいたします。議第9号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

（各委員「異議なし」）

（鈴木教育長）ご異議なしと認めます。よって議第9号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

（鈴木教育長）次に日程第5その他に入ります。

報告事項1について、担当から説明願います。

（池田教育次長）私からは、報告事項1「令和5年酒田市議会9月定例会における質問状況について」について報告を申し上げます。

資料は「令和5年酒田市議会9月定例会における質問要旨（教育委員会関係）」をご覧ください。

市長選挙があったため、例年よりもほぼ1か月遅れの令和5年9月29日から10月23日にかけて開催されました令和5年酒田市議会9月定例会におきまして、各会派等を代表し、提出された議案に対しての質疑を行う代表質疑は6つの会派から延べ50項目の質問があり、うち教育委員会関連は5項目ございました。

具体的には資料にありますとおり、市長所信表明関連として

- ・教育環境の整備
- ・スクール・コミュニティの実現に向けて
- ・スポーツ健康まちづくり
- ・第四中学校区の学校統合
- ・市民のスポーツへの関心の高まりとまちづくり

といった内容でございました。

次に一般質問につきましては、10月18日、20日及び23日の3日間に16人、項目数で延べ132項目の質問がございました。うち教育委員会関連としては、延べ28項目の質問をいただきました。

具体的には、大項目で申し上げますと、

- ・酒田市立第四中学校区における義務教育の姿について
- ・光ヶ丘野球場について
- ・「なやみ相談ＳＯＳ」の運用について
- ・学校校務員採用の再開を
- ・小学校体育館にも冷房装置の整備を
- ・子育て支援の充実について
- ・医療的ケア児と家族への支援の充実
- ・本市の熱中症対策について
- ・本市の自然・文化を活かす行政施策の課題について
- ・学校教育への猛暑の影響について
- ・地域スポーツコミッションについて

といった内容でございました。

質問及び答弁内容の詳細につきましては、本市公式ウェブサイトの「酒田市議会会議録検索システム」のページにすべてアップしておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。私からの報告は以上でございます

(鈴木教育長) ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので、報告事項は以上となります。

(議第１０号は人事案件のため非公開)

(鈴木教育長) 本日の案件は以上となりますが、事務局から何かございますか。

(鈴木教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(鈴木教育長) 以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。